

2023年10月1日からの書留郵便取扱料改定に伴う

手数料変更のご案内及び郵送・BOX受付に関するご注意について

弁護士法第23条の2の照会手数料について、2023年10月からの書留郵便取扱料改定に伴い、10月1日以降の受付より下記のとおり変更いたします。

簡易マニュアル及び一部の書式（23条の2照会受付票等）についても改訂しておりますのでご参照いただき、10月1日以降の受付の際にはご注意ください。

また、過去掲載しておりますトピックス及びリンク等において、9月30日までの手数料の掲載がある箇所もございますが、10月1日以降の受付分（郵送・BOX受付は、9月29日15時より後に当会到着分）より下記のとおりの手数料となりますのでご注意ください。

■一般事件

- ・手数料 1件 8,568円（税込）
- 内訳 手数料 7,000円
- 消費税 700円
- 実費 868円

■免除事件

- ・実費 868円

■速達を希望する場合の追加郵券について

- ・1区間につき 260円分の切手

■郵送・BOX受付に関するご注意

現行料金による受付処理は、2023年9月29日までに、①当会指定の銀行振込口座に着金、かつ、同年9月29日（金）の15時までに②申請書類一式（郵送用受付票及び振込用紙の写しを含む）が届いたものに限ります。

金融機関によっては、14時以降の振込は翌日扱いとなり、9月29日までに当会指定銀行の振込口座に着金しない虞があります。2023年10月以降、現行料金にて金額で当会指定の銀行振込口座に着金したときは、不足分をご請求いたします。

以下の例の場合も差額を請求いたしますので、ご注意ください。

【例】2023年9月30日に当会指定銀行口座に着金し、郵送にて10月2日に申請書類一式が当会に到着

以上